

# 〈大宮〉考 ― 古記録・史料に見る昌子内親王 ―

土居 奈生子

キーワード…大宮 昌子内親王 人物呼称 物語文学

はじめに

平安時代に成立する、いわゆる作り物語の中には「大宮」と呼ばれる人物が散見される。このように呼ばれる人物達に対し、当時の人々は、どのような役割を求め、期待し、物語を享受したのだろうか。仮名文学作品における用例を調査し、『うつほ物語』<sup>〔注2〕</sup>や、『源氏物語』<sup>〔注3〕</sup>において、実際に「大宮」と呼ばれる人物を取り上げ、考察した。

考察を進めるうちに、歴史上、実在して「大宮」と呼ばれた人物達についても、考察をひろげる必要を感じた。『源氏物語』が成立し享受される時期までに、「大宮」と呼ばれた人物として、藤原穩子、昌子内親王、藤原彰子の三人を確認できる。そこで藤原穩子について、呼称と居住場所に留意しつつ、その生涯を概観する方法で考察を試みた。<sup>〔注4〕</sup> 穩子の場合、「大宮」の用例は、事前に『延

喜御集』に二例しか確認できておらず、考察後も同様であった。〈大宮〉を追求する、出だしの一步という感があつたが、皇后から皇太后、太皇太后へ転上しながら長く「中宮」と呼ばれ、宮中に大きな影響を及ぼし続けた人物の考察は、物語を考えていく上で大変意義あるものであった。

そのため今回も、二人目として昌子内親王をとりあげ、同様の方法で考察する。具体的には、彼女に関する記述を(一)古記録・史料に見られる記述と、(二)歌集・物語など仮名文学作品に見られる記述にわけ、本稿では(一)を中心に、その人生を呼称と居住場所に留意しながら概観する。加えて、穩子の場合と比較し、物語を読み解く上で重要と考えられる点についても検討する。

一 誕生から、成人の儀の翌年まで（一歳十三歳）

歴史学ならびに国文学に跨がり、昌子内親王に関する研究はなされている。<sup>(注5)</sup>中でも吉田幸一氏、塩谷佐登子氏の研究を参考に、古記録類の記述を追い、呼称、居住場所を確認していく。確認できた文献と記述の量が多いため、〈大宮〉を考察するために有効と考えられるものに絞った。また文献名は二回目以降、先頭の一字ないしは二文字を用い、略号で示す。彼女の人生を誕生から崩御まで、身分・地位の変化をもとに、四つの時期にわけて見ていきたい。

父は朱雀天皇、母は、父の同母兄で東宮であった保明の娘・瀬子女王である。天曆四（九五〇）年の誕生。第一皇女であり、朱雀天皇の一人子。誕生の日時を明記する史料は管見にないが、母女御・瀬子女王の薨去の記事が『玉葉』に「天曆四年<sup>(注6)</sup>」とあり、同年の日付をもつ叙位の記事「叙 従三位」が『一代要記』<sup>(注7)</sup>に見られる。また同年八月十日、生まれた皇女に対し内親王宣下が行われ「昌子内親王歳壹」（『類聚符宣抄』）、傍線は論者。以下同じ）とあることから、天曆四年の誕生となる。右の記録類の記述から、瀬子女王の死は出産にまつわるものとも考えられている。

誕生から内親王宣下までの間にあたる、五月二十四日

に村上天皇の皇子・憲平（母・藤原安子）が誕生、七月十五日には親王宣下（『類』）、同月二十三日には立太子儀が行われた（『九曆』）。

天曆六年、昌子内親王は三歳。この年の三月、病により父・朱雀院が出家し、四月には二条院から仁和寺に遷御する。八月十五日、同寺にて崩御した（『吏部王記』『一』）。朱雀院の母后・藤原穩子は、讓位後、ともに後院へ退出し、常に同じ屋敷で過ごしていたが、院の崩御をうけ同月二十日、主殿寮へ遷御（『類』）する。十一月二十八日には、弘徽殿にて「昌子内親王初服袴、主上（村上天皇）親結腰給」（『吏』）と昌子内親王の着袴の儀が行われた。中宮職から禄が支給されていることから、祖母である穩子主催と考えられている。<sup>(注8)</sup>

天曆八年、昌子内親王は五歳。正月、祖母后・太皇太后穩子が昭陽舎にて崩御した（『村上天皇御記』）。

天徳四（九六〇）年、昌子内親王、十一歳。この年の三月三十日に「殿上女房歌合」（『日本紀略』）が行われる。四月三日、この折に供された左方の州浜が「昌子内親王」へ贈られた（『村』）。

応和元（天徳五・九六一）年十二月十七日に、「朱雀院第一皇女昌子内親王於承香殿初笄。天皇神筆給三言四位記、又侍臣奏絃管」（『日』『村』）、と十二歳の年末、成人の

儀が行われ、三品に叙された。翌二年、十三歳の四月、宮中で蹴鞠が行われる。「昌子内親王給汗巾」(『西宮記』)と、彼女から参加者へ汗ふき用の布が与えられた。

以上から昌子内親王の居所などについて考えてみたい。父・天皇は天慶九(九四六)年四月に讓位し、同年の秋には朱雀院へ遷御している。上皇として過ごす中で、瀬子女王が天曆三年に懐妊したわけだから、後院へは、上皇、母後の穩子、女御である瀬子女王と藤原慶子(実頼女)の二人が移動し、生活していたと考えられる。懐妊にともない、瀬子女王は里第へ退出した可能性もあるが、母である藤原時平女・仁善子は、このときすでに薨去している。里下がりをした屋敷も不明である。穩子が成明(のちの村上天皇)を出産する際、内裏から退出せず、桂芳坊に移って出産したこと、瀬子女王が穩子の孫にあたり、母がいないことを思うと、朱雀院から里第へ退出したかも疑問である。

仮に里第へ退出したとして、そこで出産したものの、女御はまもなく死んでしまった。そのため皇女は早々に朱雀院へ引き取られ、父方の祖母である穩子のもと養育されていたと考える方が、その後の着袴まで自然である。<sup>(注)</sup>あるいは最初から朱雀院で生まれ育ったのかもしれない。父の死後、穩子とともに主殿寮に入り、後に弘徽

殿で過ごしたのであろう。祖母の穩子は息をひきとる際、昭陽舎を居所としていた。その前から病により後宮の殿舎を転々としている。そこに幼い昌子内親王が常に伴われていたかは定かではない。穩子が昭陽舎へ入るまでに、昌子内親王は、どこか特定の殿舎を乳母達とともに使用するようになっていたかもしれない。

彼女に対して用いられる呼称は、内親王宣下以降、「昌子内親王」で一貫している。

二 東宮妃となり、皇后として在位(十四歳〜二十三歳)

応和三(九六三)年、昌子内親王は十四歳。二月二十八日、同じ歳の東宮・憲平が元服し、同日の夜、「故朱雀院皇女三品昌子内親王為妃。母先坊保明親王之女也」と、東宮妃となる(『日』『村』)。ちなみにこのときに詠まれたと考えられる憲平の後朝の歌が『冷泉院御集』冒頭に収められている。昌子内親王の返歌は残っていない。応和四(康保元、九六四)年四月、東宮の母で、村上天皇の中宮・安子が皇女(選子)を出産したのち崩御する(『日』)。『日』に二十四日出産、二十九日に「主殿寮」で崩じた、とある。出産に際し、安子は里下がりをしていないと考えてよいであろう。

康保四年、十八歳。五月二十五日、村上天皇崩御によ

り、皇太子・憲平踐祚（『日』）。九月一日、守平親王が皇太弟となった。九月四日、「三品昌子内親王」は皇后となる（『日』）。同じ日に、新帝の第二皇女尊子は内親王に、その母・藤原懷子（伊尹女）は女御になった（『日』）。冷泉の東宮時代、昌子内親王以外にもキサキがおり、所生の皇女もいたわけだが、「女御」はいなかったのである。

九月二十三日、「今日充中宮昌子御封千五百戸」（『日』）と御封が支給され、十月十一日、夫である憲平が天皇に即位した（『日』）。新帝即位より、立后が先に行われたため日付も示した。十一月、「内裏并中宮鎮魂祭」（『日』）。十二月一日、「皇后昌子参内」（『日』）とあり、この日までの数日間、あるいは数ヶ月を里第で過ごしていたようである。『栄花物語』巻第一には、昌子内親王が「里がち」であることが所々に示されており、先の『日』の記事はそれを裏付けるものと考えられる。

康保五（安和元、九六八）年の正月は、諒闇のため節会や大饗は行われなかった。十月十四日、藤原超子（兼家女）が入内。同じ月二十六日、女御・藤原懷子が第一皇子（のちの花山帝）を出産（『日』）する。

安和二年、昌子内親王、二十歳。正月二日、「東宮大饗」（『日』）。中宮大饗に関する記事は無い。この年、い

わゆる「安和の変」が起こった。八月に冷泉天皇が讓位し、九月、円融天皇が即位する（『日』）。円融天皇は十一歳であった。一歳の師貞親王が東宮となる。冷泉は、一旦、弘徽殿に移った後に、冷泉院へ遷御した（『日』）。昌子内親王は「皇后移御東三條」（『日』）とあり、後院へ共に移り、上皇と過ごすことはしなかった。

安和三（天祿元、九七〇）年正月二日、昌子内親王は皇后として「中宮大饗」を行う（『日』）。三日には「東宮大饗」が行われた。同様に、天祿二年正月二日、「中宮大饗」、三日「東宮大饗」（『日』）。この時、昌子内親王二十二歳。十一月、「鎮魂祭。中宮鎮魂祭依本宮穢延引」（『日』）、十二月二十日、「中宮鎮魂。去月式日。依本宮穢延引也」とある。鎮魂祭は、宮中の年中行事で十一月の中寅の日（新嘗祭前日）に行われる。『日』を参照すると、村上天皇の御代、天皇の鎮魂祭と同日、中宮（この場合、藤原安子）鎮魂祭が行われている。三日後の巳の日には、東宮鎮魂祭（この場合、冷泉）も行われている。同様に昌子内親王が中宮となった康保四年より、内裏（帝）と同じ日に行われている。この年は彼女が居所とする「本宮」が「穢」れたことで延引された。

天祿三年正月三日、円融天皇が元服。この時、天皇は十四歳。九日に「今日中宮大饗」、十一日に「東宮大饗」

『日』。天皇の元服式により、日程をずらしたものと考  
えられる。

以上から、再び、昌子内親王の居所について考えてみ  
たい。成人の儀より、東宮への入宮まで、一年以上の期  
間があった。この間で、宮外に彼女の里第となる屋敷が  
準備されたものと考えたい。なぜならば、村上天皇が親  
王時代、内裏で元服し、そのまま藤原安子（師輔女）を  
娶るが、母后・穩子はその後、親王の里第を用意してい  
るからである。<sup>注13</sup>昌子内親王の場合、三歳の着袴の折、叔  
父・村上天皇が後見となり、祖母后・穩子が崩御以降も、  
宮中に引き続き住まわせて面倒をみてきたと考えられる。  
自身の場合と同様に、宮司へ指示し、里第を用意させ、  
財産管理を含め、宮家として独立できるよう準備したの  
ではないだろうか。

里第の場所は、冷泉の讓位後に移ったとされる「東三  
條」に位置し、そこが宮中の殿舎を行き来する生活を  
始めた。『日』には、立后の日、「即有宮司除目」とあり、  
これは中宮職の設置と考えられる。中宮大夫は藤原朝成  
で、冷泉の即位に伴い、従三位に上がる（『公卿補任』）。  
「三条右大臣」と呼ばれた藤原定方の六男。五男の朝忠  
は、昌子内親王の着袴の折に和歌を詠出、『朝忠集』に  
その歌が残っている。醍醐天皇の御代からの寵臣として

一族で村上天皇の御代を支えながら、昌子内親王にも仕  
えたと考えたい。こうした関係から、三条の地に里第が  
設けられた可能性も高い。<sup>注14</sup>昌子内親王は、入宮後も時々、  
宮外の里第へ退出している模様。冷泉天皇の讓位後、後  
院へは一緒に行かず、三条にあるとされる、この里第へ  
退去した。注目すべきは、夫である天皇の即位よりも先  
に皇后に冊立され、次の円融天皇の御代となっても、皇  
后（＝中宮）として大饗を行っていた点である。

彼女がこの里第に暮らす期間が長く、また皇后として  
大饗を行っていたことを考え合わせてみよう。少なくとも  
も彼女が皇后としてその位にあった期間、三条の屋敷は、  
後宮内の彼女の殿舎以上に皇后の居所・皇后宮として公  
の性格を帯びた空間となっていたはずである。

呼称は、「三言昌子内親王」、立后後は「中宮」あるい  
は「皇后」である。

### 三 祖母后の思惑、父院の思惑、叔父帝の思惑

ここまでを前半生とし、いま少し考察を加える。昌子  
内親王をめぐる思惑に限定し、祖母后・穩子、父・朱雀  
院、叔父・村上天皇のそれぞれの視点から考えたい。

まず、穩子である。角田文衛氏は、二人の息子が天皇  
となり権勢が絶大であったとされる穩子の関心は「主に

人事」にあり、嫡流を重視したと指摘している。<sup>(注)</sup>朱雀天皇を幼い頃から支え、その讓位にも影響を与えたことは、『大鏡』人、道長(雑々物語)に伝わるエピソードを持ち出すまでもないだろう。

先に、村上天皇が親王時代、穩子が宮外へ里第を用意した事に触れた。前稿では、その理由を「朱雀天皇が男子を授かった場合、その皇子を東宮にし、成明親王を宮外で独立させようと考えていたから」とした。穩子は朱雀天皇即位後、しばらく東宮位そのものを空位にして、成人した朱雀天皇に子どもが授かることを待っていたと指摘した。<sup>(注)</sup>数年、待ったもの子どもに恵まれなかったため、皇太弟をたて、最終的に朱雀天皇讓位、村上天皇即位、というところへ落着いた。「嫡流」をキーワードにしてみると、朱雀自身、身体が丈夫でなく、天皇として政務をしながら子を授かることは難しいのでは、と弟へ讓位し、後院で穩やかに過ごして子どもの誕生を待ってはどうか(皇子が生まれれば、すみやかに東宮に立てるから)、と説得したのではないだろうか。

そして後院へ移り、生活し始めた。穩子からすれば、朱雀院のどちらかの女御に皇子が授かることと、村上天皇の女御・藤原安子に皇子が授かること、両天秤の状態で見守ることとなった。安子は村上天皇の親王時代から

の妻であり、穩子が長年連携してきた兄・忠平の息子・師輔の娘である。すでに右大臣の任にあった師輔も当然、安子が男子を産むことを切望していた。奇しくも忠平薨去の翌年となる天曆四年、朱雀女御・瀬子女王が女子(昌子)を産み、村上女御・安子が男子(憲平)を産んだ。憲平が生まれてまもなくから、東宮にたてるべく行動する師輔の様子が『九曆(逸文)』に詳しい。天曆四年六月二十七日条には、師輔が穩子の御前へ参上し、彼女が「密」に言うには、立太子式を早く行うのであれば、それについては「事已成就之後」報告すれば良い、と、朱雀院へは事後報告でよいとの旨を記している。師輔は「若有所思食坎者」と締めくくっている。

師輔が憲平を東宮に立てるべく動くことを、穩子としても藤原氏出身の后として止めることはできない。しかし生まれたばかりの弟の子をすぐさま東宮にすることは、(瀬子女王は死んでしまったものの)男子を授かる可能性がありうる、その期待が高まった朱雀院からすると受け入れがたいことである。院が異を唱えるような事態が、穩子の脳裏によぎったのではないだろうか。

憲平が東宮となった後は、恐らく失意の朱雀院へ、昌子を後々は后になそうと提案し、共に後院で養育したと考えられる。

次に、父・朱雀院である。昌子内親王の母女御・瀬子女王へ産（薨去した）後、三位が贈られた。『朱雀院御集』には、女王との贈答歌や、彼女の薨去後に詠まれた和歌も収められており、この待遇は寵愛の表れ、と見られている。そうした意味合いもあろうが、母である瀬子女王をより高く位置づけることにより、生まれた子どもを格を上げる措置とも言える。昌子内親王は、生後一年に満たないうちに内親王宣下を受け、内親王となる。大変早い処遇である。成人に際して三品に叙されることについて、<sup>注3</sup>後腹でないにもかかわらず破格の待遇をうける、との指摘がある。確かに母女御は皇后ではなかった。だがこのとき、長きにわたり母・藤原穩子が皇后↓皇太后↓太皇太后と転上しながら中宮職がそのままに、「中宮」と呼ばれ続ける唯一の後として君臨していた。

恐らく朱雀院が天皇にあった時、唯一の後として幼少より自分を支えてくれた母以外に、自分の女御を立后させる、といった発想なり、機会がなかったのではないだろうか。これは村上天皇の女御・藤原安子についても同様である。所生の東宮・憲平がいながら、穩子の死の三年後、ようやく中宮に冊立された。穩子のあり方が律令に則していたこともあり、彼女の在世中、朱雀・村上、両天皇の女御の立后は難しかったと考えられる。

讓位を後悔した朱雀院が、復位のために祈祷をしたといった噂が『大鏡』にある。瀬子女王に懷妊の兆しが見えてからは、その子が東宮になり天皇になるための祈願、といった神・仏頼みだけでなく、法的な手続き、必要な件、といったものについて調査、研究していたとしても不思議ではない。そのひとつが瀬子女王への従三位の追贈であろう。母女御の位階を上げ、生まれた子へすみやかに親王宣下を行う。女子でも東宮に据えようという気持ちがあったのかもしれない。辞世の和歌「くれ竹のわが世はことになりぬともねはたえせずぞながるべきかな」〔『朱』『天曆御集』『拾遺和歌集』『大』〕に皇統への返り咲きを願う、強い執着が感じられる。

三番目に叔父の村上天皇である。自身が皇太弟となり、天皇即位を果たしたことで、そして息子である憲平が生後まもなく皇太子となったこと、そこには①母が穩子であったこと、②兄の東宮・保明と、その息子で、東宮となった慶頼王が早世したこと、③兄の天皇・寛明が男子に恵まれなかった、など様々なことが重なった。大恩人の母とともに宮中へ来た姪・昌子内親王は兄の形見である。着袴の折には腰結役をし、その後見たることを表明する。彼女はほどなく母の形見ともなる。そんな昌子内親王に村上天皇は、中宮・安子と同様に、歌合の州浜を与えた

り、成人になるにあたり三品に叙した。『西宮記』の「親王元服」の条の最後には「或叙品」とあり、割注で「后腹三品。一親王同之。余四品」ともある。<sup>〔注〕</sup>頭注には、昌子内親王の例を挙げ「叙三品。雖后后腹、依先朝恩也云々」とする。后腹でない昌子内親王を「先朝恩」により三品に叙した、という。昌子内親王は兄院の第一（内親王であり、単なる内親王ではない、という扱いである。山本一也氏は、そのような彼女を「父系的にも母系的にも重要な血統的位置にあり」、「正統の皇嗣的存在である」と指摘する。<sup>〔注〕</sup>

この後、成人した東宮・憲平のもとへ昌子内親王が妃として嫁ぐ。山本氏はこの婚姻について「天皇の女」を嫁がせ、「分裂した皇統を結びつけようするもの」とも指摘する。<sup>〔注〕</sup>正統性を獲得しようとする村上↓冷泉の皇統における、朱雀皇統の取り込みということだが、これは彼女が冷泉の皇后へ冊立されることで完成する。もともとこの血筋に加えて、三品に叙し、東宮妃に。律令に則った皇后への道筋を叔父・村上天皇はつけていた。彼女が夫・冷泉の即位前に立后したのは、村上天皇が昌子内親王の立后を藤原実頼、源高明らへ託していた、としか考えられない。心身に問題があるとされる東宮・憲平が天皇になるため、そして天皇であり続けるため、彼女の存

在が重要だったたのであろう。憲平と昌子内親王の間に皇子誕生といったあわい期待もあったかもしれない。

#### 四 皇太后として在位（二十四歳〜三十六歳）

天禄四（天延元、九七三）年、昌子内親王は二十四歳。七月一日に「詔以皇后昌子内親王為皇太后」（『日』『扶桑略記』）と、皇后から皇太后へ転上した。時を同じくして円融女御・藤原皇子（兼通女）が皇后に冊立されている。皇子を皇后に据えるための転上である。昌子内親王の中宮職はそのまま皇太后宮職となったようで、引き続き藤原朝成が皇太后宮大夫をつとめた（『公』）。

天延二年一月九日、「皇太后大饗」（『日』）、天延三年一月十日、「皇太后宮大饗」（『日』）と、二日の東宮・中宮大饗から約一週間後に大饗を行っている。この間、天延二年四月に皇太后宮大夫・藤原朝成が薨じ（五十八歳）、九月に源重信が新しい皇太后宮大夫に任じられている。

貞元二（九七七）年一月十二日、「皇太后宮大饗」（『日』）。貞元三（天元元）年五月一日、「皇太后自三條宮遷御朱雀院」（『日』）、十月二十八日「皇太后宮自朱雀院還御三條宮」（『日』）とあり、半年にわたり朱雀院に滞在する。彼女の居所が三条宮と明示されるが、第二節で「東三條」にあるとした屋敷と同じと考えられる。

後院への行き来が確認でき、滞在期間が長いいため、先行研究ではこの記事をもって、夫・冷泉との関係が切れていないと推測する。十一月には鎮魂祭が行われている〔日〕。

天元二年、昌子内親王は三十歳。一月九日、「皇太后宮大饗」〔日〕。この年、皇后・藤原皇子が三十三歳で崩じた。

天元五年一月九日、「今日皇太后宮大饗云々」〔小右記〕と大饗を行った。二月に皇太子・師貞が元服。三月には、円融女御・藤原遵子（頼忠女）が皇后に冊立される。十一月十四日には「鎮魂祭。皇太后宮同之」と鎮魂祭が行われている〔日〕。三日後の十七日夜に内裏が焼亡し、天皇は「職曹司」に移った。十二月二十五日になると、円融天皇は同所から堀河院へ遷幸。中宮（遵子）も翌日遷御する。「三箇日有饗饌事。大宮儲之」〔日〕。天皇・皇后の殿移りにともなう宴会を皇太后である昌子内親王が催している。

右の堀河院への天皇遷御について以下、少し説明する。円融天皇の天延四（貞元元）年五月、内裏が焼亡し、天皇は職曹司へ避難する。七月、天皇は皇后・皇子の父で関白太政大臣・藤原兼通の所有する堀河院へ遷御。これが公卿の里第を御在所とする「里内裏」の初例とされて

いる。この時、天皇とともに皇后・皇子も遷御した。堀河院の持ち主・兼通は、『栄花物語』巻第二において、「堀河殿をいみじう造りみがきたまひて、内裏のやうに造りなし」たと語られる。兼通本人はこの里内裏を整えている最中、堀河院には居なかつたが、天皇と皇后のそばにいた方がよいと考えたのであろう、十一月に堀河院の隣になる閑院へ移ってくる。この際、三日間、「饗膳」が行われた〔日〕。

『西宮記』には、「天皇移新殿」として村上天皇の天曆四年の内裏焼亡の際に、天皇が冷泉院に移り、翌応和元年、新造の内裏へ再び移る（戻る）例を挙げている。戻る際に、「三日饗饌」と三日間、饗宴と饗（おにやらい）が行われた。加えてこのような饗宴を「近代、遷宮時」に皆行う旨の割注が同書にはある。『日』の天曆二年八月二十二日条に、朱雀院と中宮（母・藤原穩子）が二条院へ遷御の折、「三箇日所々居饗」とも確認できる。引越しにともない三日の饗宴が行われることが通例になっていたと考えてよいだろう。

先の天元五年の場合も、内裏焼亡にともない、天皇ほか皇后や東宮、女御たちは一旦、それぞれ内裏内外へ避難をした。内裏が新造されるまでの間、里内裏として堀河院を使用すべく天皇と皇后が遷御した、というわけだ

が、この時、すでに持ち主の兼通と、その娘で皇后・皇子は亡き人であった。三日間の饗宴を行う適任者が公卿におらず、天皇家側の代表として皇太后である昌子内親王が行ったと考えられる。焼亡から遷御まで一月余りですほど間が無く、年末に押し迫った時期でもある。昌子内親王のもとには、翌年の大饗を予定し、年末にかけて物資が潤沢に整い、饗宴を行える力もあったと考えられる。『日』に「大宮」とするのは、天皇家側の代表としての彼女の謂いではなからうか。

永観二（九八四）年、昌子内親王は三十五歳。円融天皇が讓位し、花山天皇が即位する。永観三（寛和元）年二月、「皇太后宮」である彼女が、大雲寺に建立した観音院を供養するため行啓しようとするが、十九日は雨で延引（『日』『小記』）。二十二日に行啓、供養の法要が行われた（『日』『扶』『小記』）。

居所は三条宮を基本として、時折、冷泉院御所や観音院に滞在したと考えられる。呼称は「皇太后」あるいは「皇太后宮」「皇太后昌子内親王」「大宮」「大宮」の用例が『日』に一例確認できた。

注目すべきは、皇太后となっても、（日をずらすもの）大饗を行い、鎮魂祭が行われる、など后としての存在感を保っていることである。祖母后・藤原穩子が晩年

まで「中宮大饗」を行っていた姿を、幼い頃、間近に見ていたことも影響していよう。ただし穩子が唯一の后として、皇太后へ転上しても正月二日の「中宮大饗」を行っていたのに対し、彼女は皇太后へ転上後、日にちをずらした「皇太后大饗」を初めて行うのである。<sup>正徳</sup>

鎮魂祭は十一月の中寅の日に行われ、冬至祭的性格を持ち合わせた、（天皇の）御魂を身体へきちんと鎮める、病氣治療法を基とする祭と考えられている。そのメインは「御衣振動」という、（天皇の）身体を衣に見立て、その衣を収めた箱を揺り動かし、魂を身体（衣）にきちんと鎮めて心身を健全にし、長寿を祈願することにある。<sup>注24</sup> 天皇の出御は伴わず、内侍司の女官が衣の入った箱を揺り動かした。平安中期にいたると、天皇以外の后や東宮についても祭が行われ、本稿第二節で村上天皇の時代の様子に触れ、確認をした。中宮や東宮の場合、それぞれの宮司の女官が、衣の入った箱を揺り動かしたと考えられる。東宮である冷泉に対し、巳の日にあらかじめ鎮魂祭が行われたのは、彼の心身が少しでも健全に保たれるように、という父・村上天皇の計らいであろう。

中宮となった昌子内親王については、前代の中宮・藤原安子同様に鎮魂祭が行われたと考えられる。だが皇太后となっても引き続き祭が行われた、というのは彼女に

独自のことである。心身のおぼつかない冷泉に対し、讓位後も鎮魂祭が行われたのではなく、昌子内親王の健康維持と長寿が祈願され続けたのである。このことは円融天皇の御代にあっても、昌子内親王が天皇家の要として扱われていたことを示していよう。

そして昌子内親王は、この皇太后の時期に、大雲寺内へ観音院の建立に着手したと思われ、落慶にいたった。六堂からなる観音院のそれぞれについては『扶桑略記』に詳しい。同時に『扶』には「先考（皇誤）先妣外雖無遺躰之輩。妾獨不忘報恩之心。訪泉聲兮和雲色。…（後略）」とある。「先皇」父・朱雀と「先妣」母・瀬子女王の恩に報いる心を忘れず二人の菩提を弔い、自らの後生安寧を求めたのである。

成人した頃から、里第を持ち、内裏と往復していたことは先に触れたが、そのあり方がこの時期も変わることはない。夫・冷泉に幼少から心身の問題があったことも大きな理由であろうが、自らの居所を拠点に自立し、后としての役割を果たし、代々の天皇を支えている。

## 五 太皇太后在位から崩御まで（三十七歳〜五十歳）

寛和二（九八六）年六月、花山天皇が出家し、一条天皇が受禪した。七月五日、「詔以皇太后宮為太皇太后。

以母儀藤原詮子為皇太后」（『日』）と、昌子内親王は太皇太后へ転上した。一条天皇の母女御・藤原詮子（兼家女）を皇太后へ据えるためである。この時、中宮には藤原遵子がいた。源重信が引き続き太皇太后宮大夫を務めており、皇太后宮職から太皇太后職に変更は見られなかったと考えられる。

永延二（九八八）年、昌子内親王は三十九歳。十月、村上天皇の第八皇子、「兵部卿四品永平親王薨」（『日』）ず。この親王は『榮花物語』巻第一に昌子内親王との養子話が持ち上がったとされる人物である。

永祚元（永延三）年十一月十三日、「鎮魂祭。太皇太后宮同之」（『日』）。十五日には、宮中で豊明節会があり、「公卿相率太皇太后五節直廬」（『小記』）。また二十八日には、源伊陟が太皇太后権大夫に任じられる。

翌永祚二（正暦元）年には「太皇太后宮」昌子内親王は六月から十月にかけて、一品資子内親王（村上皇女）家に滞在する。滞在の理由や目的は明らかでない。昌子内親王の「本宮」と、資子内親王家の間は一町とされ、本宮の位置は「三條坊門南。高倉東」とされる（『日』『本朝世紀』）。「三條宮」とされる屋敷であろう。『本朝』は、昌子内親王が本宮へ戻る際、供奉した人々の様子を詳しく伝える。行啓の規模として、皇太后時代の冷泉院

への行き来、観音院への行き来についても同様に考えるべきである。また昌子内親王が本宮へ戻った翌日五日、藤原遵子を「中宮」改め「皇后」となし、藤原定子を「中宮」として中宮職を設置する措置がとられた。

正暦二（九九二）年四月二日、「太皇太后宮三條御所  
有火」（『日』）と、三条宮が火災に見舞われた。九日、「太皇太后職移修理職。諸衛供奉」（『日』）、十二月十七日、「今日太皇太后自修理職遷御本宮」（『日』）とあり、火災による被害を修復中、太皇太后職だけでなく、昌子内親王自身も修理職に身を寄せたようである。この間の九月に皇太后・藤原詮子が出家し、東三条院となる。『新古今和歌集』に所収の贈答歌一七一〇番・一七一一番は、この頃のものと考えられている。<sup>注58</sup>

正暦三年、昌子内親王、四十三歳。二月二十九日、東三条院が石山寺へ参詣する。この様子が『石山寺縁起』（卷三・第一段）に描かれている。詞書に、供奉した人々が服装と共に列挙されており、「左衛門督顯光、大宮権大夫伊陟、兩人は束帯を着す」とある。詞書は男性官人の日記を資料と思わせるが、惜しくも『小記』の同日の条は現存しない。十一月、「鎮魂祭。太皇太后宮（昌子）。皇后宮（遵子）。中宮（定子）同之」（『日』）と鎮魂祭の対象として二人の后も加わるようになる。

正暦四年八月、「大皇太后宮」昌子内親王は、源相方の二条宅へ三十五日間の方違をした（『本朝』）。相方は、時の右大臣で、太皇太后大夫でもあった源重信の息子である。行き、帰りの記述には「諸卿供奉」「供奉諸司」（『本朝』）とあり、行啓として大勢の者達が奉仕した。

正暦五年一月、再び「太皇太后宮」昌子内親王は源相方の二条宅へ移御する（『本朝』）。五月、本宮に還御する。

長徳元（正暦六・九九五）年、昌子内親王、四十六歳。四月二十一日、賀茂祭に際し、「太皇太后宮（昌子）。皇后宮（遵子）。中宮（定子）。東宮等。依穢不被立使」（『日』）とある。この祭の前に、関白・藤原道隆が薨去。この後、五月八日に、左大臣・源重信（七十四歳）、関白・藤原道兼、中納言・源保光が薨じた。源伊陟（五十八歳）も同じ月に薨じている（『日』）。疫病の流行である。源重信と源伊陟は昌子内親王の大夫、権大夫を務めていた。約3ヶ月の大夫空白の後、藤原実資が八月に太皇太后宮大夫に任じられた。これより昌子内親王に関する記述は『小右記』『小記目録』に多く見られるようになる。

長徳二年正月五日、一条天皇は東三条院へ朝覲行幸をおこなった。『小記』にその還御の様子を記す中、「若有

「太后宮命歌」との一文が入っている。「太后宮」は昌子内親王を指すとされる。訓みは「オホキサイノミヤ」であらう。

長徳四年二月、「太皇太后御惱」（『小目』）。同月、御惱により「太后」昌子内親王は、観音院に莊園を施入する（『小目』）。『新勅撰和歌集』五八七番歌はこの折のものかと考えられている。同年十月、「參皇后宮、依召參内府、亦參太皇太后宮」（『權記』）。十一月、「窃盜入太皇太后宮事」（『小目』）と三条宮へ盗人が入った。

長保元（長徳五・九九九）年三月、「大宮御惱事」（『小目』）。閏三月、「依大宮御惱、限五十箇日、被修不動調伏法事」（『小目』）。六月、「大宮殿舎焼亡事」（『小目』）。七月十一日、「宮有御神樂云々。去年被行例御神樂。有其崇惱給御目、仍重所被行。召御前云々」（『小記』）。七月十三日、陣定の条に、実資を指して「太皇太后宮大夫」、「太宮大夫」（『權』）とある。八月、実資が參宮すると、昌子内親王は病重く、権僧正観修が加持を行った（『小記』）。九月に入っても回復が見られず、勝算僧都が「宮」に御修法を奉仕した（『小記』）。病状は一進一退で、病回復のため、「宮」は大江雅致の邸宅へ遷御を試みる（『小記』）。十一月一日条で「宮重惱給由…」（『小記』）とあり、同日の条で「大宮御所惱事」（『小目』）

とある。『權』十一月十五日条で、何度も実資を内裏へ呼び出す際に、彼を指して「太皇（太脱）后宮大夫」、「太宮大夫」とある。再三の呼び出しについては『小記』（実資側の記録）も一致している。二十九日、「還宮」について定めが行われた（『小記』）。しかしそれもむなしく、十二月一日、昌子内親王が崩御した。「太后春秋五十、在位卅三年」（『小記』）、「大宮令崩給事」（『小目』）。遺令と筆書一卷に葬儀や観音院のことが細かく書かれており、これに従い、実資は葬送を行った（『小記』）。二日、遺体を観音院へ運ぶ（『小記』）。

同月五日、葬送の儀が行われた。同日の朝、実資は内裏へ遺令と雑事を奏上させるため権亮・藤原景齊を遣わした。その内容は、長年、公物を費やしてきたことを恐縮している、そのため崩後の雑事に公物を費やさないように、「凡人禮」を用いるように、といったものである。藤原行成は頭弁として内裏に待機し、この奏上を介した。『權』の同日条、昌子内親王の崩御にふれ、「去一日太皇太后昌子内親王崩、于時春秋五十、后前朱雀院太上皇女…（中略）…深信仏法、有后妃之徳、臨終住正念、面向西方云々」と賞賛している。奏上の内容を知り得たことも大きく影響していよう。

同月七日（『公』）ないし九日には太皇太后宮職司が

「廢務」(『日』)、つまり停止になったほか、それ以降に行われる予定であった諸行事も停止となる。奏上させた遺令の中には、神事や節会などの通例の行事を停めないように、ともあったが、その辺は履行が難しかったようである。だが、実資はそのようなことに一切触れず、六日に参宮して七々日法事の定めを行い、肅々と遺令に従っている。ほかの太皇太后宮職の人々もまた同じであった。十七日、「今日令行故宮請印事」(『小記』)。二十七日、「權」に一条天皇の仰せ事として「今太皇太后雖非服親、崩去之後四十九日之中也」ともある。

長保二(一〇〇〇)年正月、節会停止。「太皇太后宮」(『日』)昌子内親王の崩御を受けての措置である。十九日、観音院にて「前後」の四十九日法会(『小目』)が行われた。五月、「故宮」周忌法会(『小目』)。十一月二十九日、「前後」周忌御法(『小目』)。一周忌法要である。

呼称は「太皇太后」あるいは「太皇太后宮」が主で、後者の用例には居所である建物を指す場合も多い。『小右記』では単に「宮」が多い。『小記目録』では「大宮」の用例が六例。『小記』『小目』ともに崩御の前後から「太后(太后)」とすることもある。『權記』では「太皇太后宮大夫」を同じ条で繰り返す際は、「太宮大夫」(二例)と変化する。倉本一宏氏の現代語訳ではここを「お

おみやだいぶ」とルビを振る<sup>(注)</sup>。訓みは、上記以外にないと考えられる。「大」と「太」が「皇太后」「太皇太后」「太后」などの表記で区別されずに使用されているのは、これまで引用してきた箇所を見てもらうだけでも了解されよう。これは先に考察した藤原穩子の場合も同じである。ただし「太宮」を「オホミヤ」ないし「オオミヤ」と訓んだり、「大宮」と交えて使用する例は管見に入っていない。『權』中、必ず二度目にくることを考えると、行成は「太宮大夫」を「太皇太后宮大夫」の略号として日記中でのみ用いている可能性もある。

居所は基本的に三条宮である。火災時に修理職に身を寄せている点からしても、仮御所となる適当な屋敷を京中に持っていないようである。病氣平癒のため方違えに用いた大江雅致の邸宅は、門を改造し、公領として用いべき事を実資が進言し検分している。観音院のある大雲寺は岩倉(北山)にあったと考えられており、崩御後はこちらに葬られることを望み、遺令を準備した。

### むすび

まず、「大宮」の呼称についてである。かつて米田雄介氏が確認した用例数を上回り、『小記目録』『石山寺縁起』ほか『日本紀略』、『權記』の二つの文献が増えた。<sup>(注)</sup>

また別稿で指摘したいが、複数の仮名文学作品に、さらに用例が見つかっている。これらから、彼女が晩年、周囲より「大宮」と呼ばれていたことを示しうる。つまり彼女に対し、「大宮」という呼称が実際に使われるようになった、としてよいだろう。

彼女の生涯を通じて、一番、彼女を指しうる呼称は「昌子内親王」であった。実名ゆえ当たり前だが、当時、女性の名前はふせられる習慣があったことを念頭におけば、その使用は彼女自身の地位が変更するときなど、限られる。

そのため彼女の場合、男性官人並に、変化する身分・地位により古記録類において整然と呼び分けられていた。冷泉が東宮時代に「妃」とし入宮し、「女御」と呼ばれてはいない。<sup>注30</sup> 律令に定める「妃二員 右四品以上」(「後宮職員令」第三)を満たす彼女を、わざわざ令外の制である「女御」に据える必要はないからである。これは当時、律令制が社会システムとして機能していた(律令が守られていた)、と言いたいのではない。父院から内親王宣下を受け、叔父天皇から三品に叙され、内親王↓東宮妃↓皇后にいたるまでの過程は、令に則っている。その後の皇太后↓太皇太后への転上は、天皇の御代替わりに伴い、新たな皇后、皇太后を据えたい、との政治力学

が働いた結果である。だがそれでも彼女が後の位から退けられることはなかった。後見を持たず、子の存在も無い。彼女の后としての正統性は、血筋に加え、令に則っていたことにより保証されていたのである。

故に彼女は、後宮内の殿舎に固執することなく、宮外の三条宮にあって后としての役割を果たし、存在感を放った。当時の女御たちが、父・母の暮らす屋敷へ里下がりをするのとはまったく違った。祖母后・穩子が後宮や後院といった空間に、息子の天皇や上皇とともにあり続けたのとも異なる。もちろん彼女の身辺には、有能な腹心達もいたであろう。そうした者たちが敬意を込めて、長じた彼女を「大宮」と呼び、彼女が天皇家の要となるべく寄り添い仕える。こうした相乗効果から、世間も彼女を三条に住まう「大宮」、と自ず呼ぶようになったのである。

用例確認などに用いた文献は、特に注で断らない限り左の通りである(書名アイウエオ順)。

『石山寺縁起』：『石山寺縁起』(日本の絵巻16、中央公論社、昭和六十三年七月)

『一代要記』：『続 神道大系 朝儀祭祀編 一代要記 (一)』(神道大系編纂会、平成十七年八月)

『栄花物語』：『栄花物語①』新編日本古典文学全集  
（小学館、平成七年八月）

『九曆』：『大日本古記録 九曆』（岩波書店、昭和三十三年七月）

『玉葉』：『玉葉』第一（國書刊行会、昭和四十六年十二月）

『公卿補任』：『公卿補任』第一篇（吉川弘文館、昭和六十一年八月）

『権記』：『史料纂集 権記』第一、第五十七卷（続群書類従完成会、昭和五十三年十二月）

『西宮記』：『神道大系 朝儀祭祀編一 西宮記』（神道大系編纂会、平成五年六月）

『小右記』：『大日本古記録 小右記』一・二（岩波書店、昭和三十四年三月、昭和三十六年六月）

『小記目録』：『大日本古記録 小右記』十（岩波書店、昭和五十七年三月）

『朱雀院御集』：久曾神昇『八代列聖御集』（文明社、昭和十五年一月）

『日本紀略』：『日本紀略 後篇・百鍊抄』新訂増補国史大系、第十一卷（吉川弘文館、昭和四十年八月）

『村上天皇御記』：『続々群書類従 第五 記録』（国書刊行会、明治四十二年七月）

『扶桑略記』：『扶桑略記 帝王編年記』新訂増補国史大系、第十二卷（吉川弘文館、昭和七年五月）

『本朝世紀』：『本朝世紀』新訂増補国史大系、第九卷（吉川弘文館、昭和八年八月）

『律令』：『律令』日本思想大系新裝版（岩波書店、平成六年四月）

『吏部王記』：『史料纂集 吏部王記（増補）』第三十九卷（続群書類従完成会、平成十三年五月）

『類聚符宣抄』：『新抄格勅符抄・法曹類林・類聚符宣抄・続左丞抄・別聚符宣抄』新訂増補国史大系、第二十七卷（吉川弘文館、昭和八年五月）

#### 注

(1) 拙稿「〈大宮〉考——『源氏物語』とその前後——」（『静大国文』44、平成十七年三月）。

(2) 注1に同じ。『落窪物語』についても考察している。

(3) 『源氏物語』には、「大宮」と呼ばれる人物が四人登場する。以下の拙稿（発表年次順）を参照してほしい。『源氏物語』左大臣の妻〈大宮〉について」（高橋亨編『源氏物語と帝』森話社、平成十六年六月）。「源氏物語〈大宮〉考——弘徽殿女御の場合——」（『文学・語学』（全国大学国語国文学会）181、平成十七年三月）。「源氏物語〈大宮〉考——

明石中宮の場合」(『國學院雜誌』106—5、平成十七年五月)。「源氏物語〈大宮〉考——式部卿宮の場合」(『古代中世文学論考』第十九集、古代中世文学論考刊行会編、新典社、平成十九年五月)。

(4) ①「〈大宮〉考——古記録・史料に見る藤原穩子」(『名古屋大学国語国文学』108、平成二十七年十一月)。②「〈大宮〉考——仮名文学に見る藤原穩子」(『成蹊國文』49、平成二十八年三月)。

(5) 河村政久「昌子内親王の入内と立后をめぐる」『史叢』一七、昭和四十八年九月)。森藤侃子「冷泉妃昌子内親王」(『日本文学——始原から現代へ』笠間書院、昭和五十三年九月)。吉田幸一「和泉式部の両親と太皇太后宮昌子内親王」(『平安文学研究』第六十五号、昭和五十六年六月)。西野妙子「峯の霞——道長・公任・昌子内親王・永福門院ほか」(『短歌』30—7、昭和五十八年七月)。杉崎重遠「三条太皇太后宮及び冷泉院太皇太后宮」(『王朝歌人伝の研究』新典社、昭和六十一年三月)。初出は昭和十九年十一月。塩谷佐登子①「和泉式部研究(二) 太皇太后昌子内親王——仁善子から昌子へ——」(『平安文学研究』第七十三号、昭和六十年六月)。同氏②「和泉式部研究(三) 太皇太后昌子内親王——裳着から立后へ——」(『平安文学研究』第七十四号、昭和六十年十二月)。同氏③「和泉式部研究(六) 太

皇太后昌子内親王——観音院への道——」(『平安文学研究』第七十七号、昭和六十二年五月)。同氏④「和泉式部研究(七) 太皇太后昌子内親王——若き日の一面を追って——」(『平安文学研究』第七十八号、昭和六十二年十二月)。

(6) 『玉葉』卷第二十一、安元二年九月十四日条に、「天曆四年三月十五日、從三位瀨子女王薨」とある。『采花物語』卷第一(月の宴)、「母女御(瀨子女王)も御子(昌子内親王)三つにてうせたまひ」(新編全集①、一九頁。カッコ内は論者の補い)の頭注一九には、「瀨子女王の薨去は『玉葉』によれば天曆四年五月五日(傍線は論者)」とある。薨去がこの日であると『一代要記』にある叙位の日(天曆四年五月五日)と同じとなる。またこの頭注には「史実と齟齬する」との指摘もある。

(7) 『二代要記』に、叙位の日は「五月五日」とある。

(8) 増田繁夫「弘徽殿と藤壺——源氏物語の後宮——」(『国語と国文学』昭和五十九年十一月)など。なお、藤原穩子の詳細については、注4の拙稿を参照してほしい。

(9) 注5の河村氏の論文に、すでに指摘がある。

(10) 憲平と結婚後、昌子内親王が「里がち」である、とする記述は、新編全集本で①三九頁、②六三頁に見られる。同物語では、①が東宮妃時代、②が皇后時代のこととして語る。

(11) 『日本紀略』と注5の森藤氏の論文では、冷泉帝の讓位時の年齢を二十一歳としているが、二十歳の誤り。

(12) 注4の①拙稿参照。この中で、穩子が成明親王の里第を用意した理由として、「朱雀天皇が男子を授かった場合、その皇子を東宮にし、成明親王を宮外で独立させようと考えていたから」（十二頁上段）とした。

(13) 注5の塩谷氏の①論文には、昌子内親王の祖母・仁善子が定方女で、時平の養女となり、東宮・保明に入内し、慶頼王・瀬子女王を産む、といった主旨のことが述べられている。仁善子↓瀬子女王↓昌子内親王というつながりから、定方の「大西殿」（の南側）の伝領を想定している。本稿ではこの養女説はとらない。

(14) 角田文衛「太皇太后藤原穩子」（『平安人物志 下』角田文衛著作集6、法藏館、昭和六十年七月）。

(15) 注4の①拙稿参照。引用箇所は十二頁上段。

(16) 注5の河村氏の論文。

(17) 今江広道「律令時代における親王・内親王の叙品について」（『書陵部紀要』33、昭和五十六年）には、親王宣下による皇子女の選別と、さらに親王間における条件化（品階の有る無し）についての指摘がある。

(18) 山本一也「日本古代の皇后とキサキの序列——皇位継承に関連して——」（『日本史研究』470、平成十三年十月）。こ

の中で山本氏は、「昌子は朱雀天皇の後継者とみなされていたのではないか」とも指摘している。

(19) 注18の山本氏の論文。

(20) 『小右記』は、この年の三月五日条、四月二十四日条の二箇所「皇后宮」と「太」を脱する。

(21) 『日本紀略』のこの条には「大宮」の傍らに「昌子」とある。

(22) 新編全集『采花物語①』、九四頁。

(23) 「大饗」ならびに「中宮大饗」については、東海林重矢子「中宮大饗と拝礼」（『史學雜誌』第115編・第12号、平成十八年十二月）、佐野真人「皇后拝賀儀礼と二宮大饗」（『皇學館論叢』第四十一卷・第六号、平成二十年十二月）、末松剛「『大鏡』にみる大臣大饗」（『平安後期 頼道文化世界を考える』武蔵野書院、平成二十八年七月）などを参照した。東海林氏の一覧表によれば、昌子内親王が主催の大饗の饗所場所は「三条宮カ」とある。

(24) 鎮魂祭については、松前健「鎮魂祭の現像と形成」（『松前健著作集』第六卷の第三章、おうふう、平成十年三月）、同氏「鎮魂の原義と宮廷鎮魂祭の成立」（『松前健著作集』第六卷の第七章、おうふう、平成十年三月）、同氏「鎮魂神話論」（『松前健著作集』第十一卷の第二章、おうふう、平成十年八月）を参照した。祭の内容は、唱え言を唱え、

「御衣振動」のほか、玉結びの呪術、歌舞が行われるなどした。祭場は宮内省庁内、平安中期はその庁址に幄を設け、この中で執り行われた。天皇の健康がすぐれない場合、臨時に行われることもあった。なお、松前氏によると「鎮魂」に死者の魂を鎮める、という理解を示したのは梅原猛であり、もともとの「鎮魂」にこうした意味はない、と言う。

(25) 注5の吉田氏の論文など。

(26) 『石山寺縁起』(七卷)は、小松茂美『石山寺縁起』(日本の絵巻16、中央公論社、昭和六十三年七月)によれば正中年間(一三三四〜二六)の制作で、当該の巻第三は原本とされる。ここの詞書の内容は、それより前から寺に伝わっていた、と考えられる。男性貴族の漢文日記の文章を仮名書きしたような雰囲気があるが、『小右記』にこの日の記録は残っていない。正暦三年二月二十九日、東三条院が石山寺へ参詣したことは『日本紀略』で確認できる。

(27) 注5の吉田氏の論文など。

(28) 倉本一宏『藤原行成「権記」全現代語訳(上)』(講談社、平成二十三年十二月)の凡例に、ルビをどのようにつけたか明記がある。

(29) 米田雄介「大宮管見」『日本歴史』278(昭和四十六年七月)には、昌子内親王に対して用いられた用例を、『小記目録』に二例、『石山寺縁起』に一例としている。

(30) 別稿で論じる予定だが、『栄花物語』巻第一に昌子内親王を「東宮の女御」(二例)、「女御」(二例)とする箇所がある。結論を先に言ってしまうと、後世の認識による呼称である。

付記 本稿は、歴史物語研究会例会(平成二十八年九月、於明治大学)において「〈大宮〉考―昌子内親王の場合―」と題し口頭発表した内容の一部を改めたものである。ご意見賜った会員諸氏に深謝申し上げる。

(どい・なおこ/成蹊大学全学教育講師)